

呉港臨港地区の分区の変更について（報告）

呉港臨港地区（川原石地区、吉浦地区）の分区について、港湾法（昭和25年法律第218号）の規定に基づく変更を行いましたので、次のとおり報告します。

1 臨港地区の分区指定について

「臨港地区」とは、港湾施設及び港湾の管理運営に必要な地域で、都市計画法（昭和43年法律第100号）及び港湾法に基づき定められます。

「分区」とは、港湾法に基づき、港湾管理者が臨港地区内を機能・目的に区分して指定するもので、それぞれの目的に従って、構築物の用途を規制することにより、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止し、港湾機能の確保を図るものです。

呉市では港湾法第40条第1項の規定に基づき、呉市が管理する港湾の臨港地区内の分区における構築物の規制に関する条例（昭和62年呉市条例第30号）を制定し、指定した次の四つの分区の区域内における建築物その他の構築物の建設等を規制しています。

- (1) 商港区 旅客又は一般の貨物を取り扱わせることを目的とする区域
- (2) 工業港区 工場その他工業用施設を設置させることを目的とする区域
- (3) 漁港区 水産物を取り扱わせ、又は漁船の出漁の準備を行わせることを目的とする区域
- (4) 修景厚生港区 その景観を整備するとともに、港湾関係者の厚生を増進を図ることを目的とする区域

2 変更理由及び変更内容

川原石地区の当該区域は、昭和62年9月に現在の分区に指定しましたが、立地団体の要請、土地需要の変化に対応するため変更を行いました。

また、吉浦地区の当該区域は、昭和35年1月に商港区に指定しましたが、立地団体の施設建設計画に伴い、新たに商港区の一部を漁港区に変更を行いました。

3 変更日

川原石地区 令和3年2月16日付けで告示

吉浦地区 令和3年2月19日付けで告示

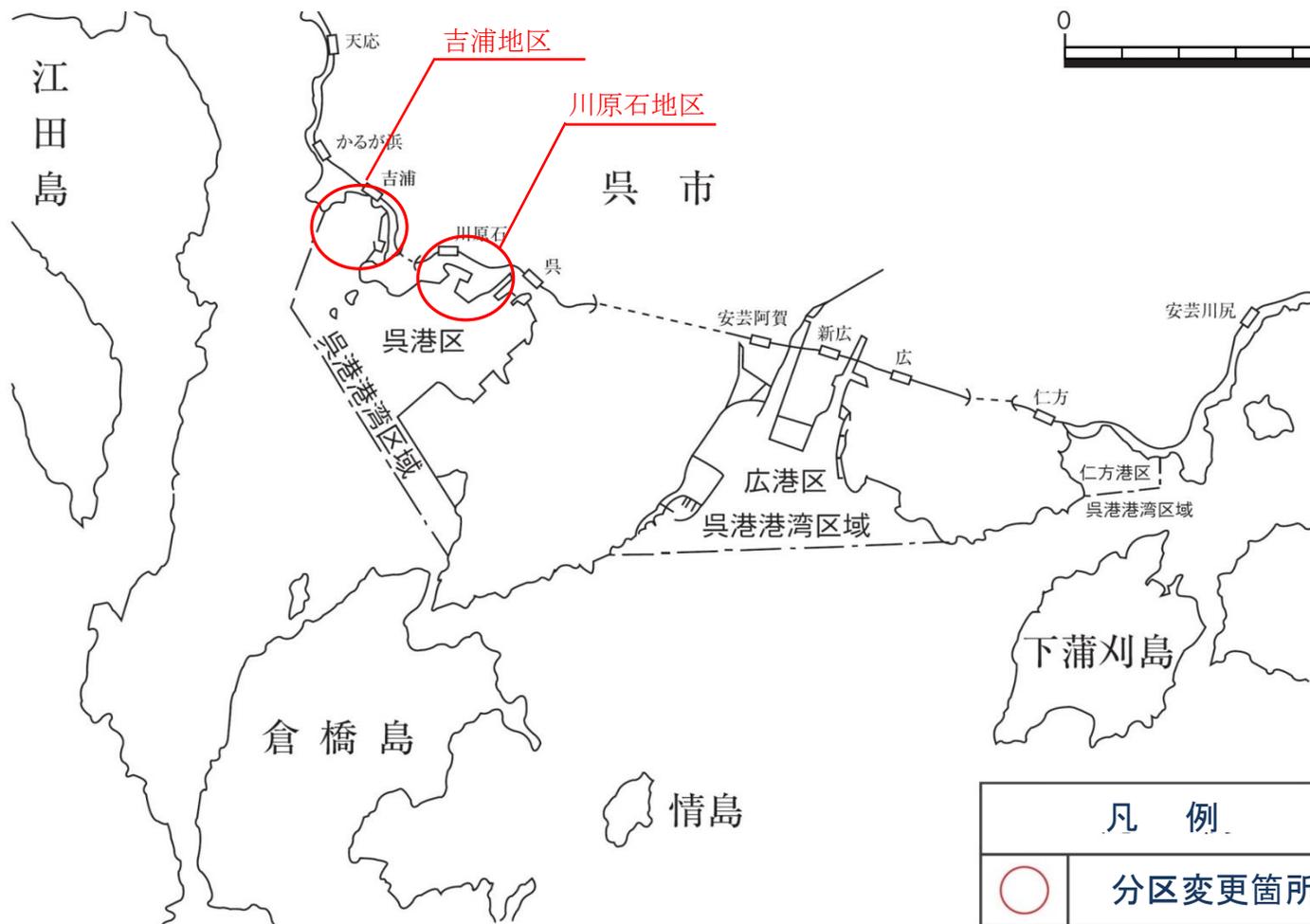
4 分区変更の概要

地区名	分区名	面積（単位：ヘクタール）		
		変更前	変更後	増減
川原石地区	商港区	23.6	22.2	△1.4
	工業港区	14.9	14.9	0.0
	修景厚生港区	3.5	3.5	0.0
	分区指定なし	0.0	1.4	1.4
	合計	42.0	42.0	0.0
吉浦地区	商港区	1.4	0.9	△0.5
	工業港区	7.6	7.6	0.0
	漁港区	0.0	0.5	0.5
	合計	9.0	9.0	0.0

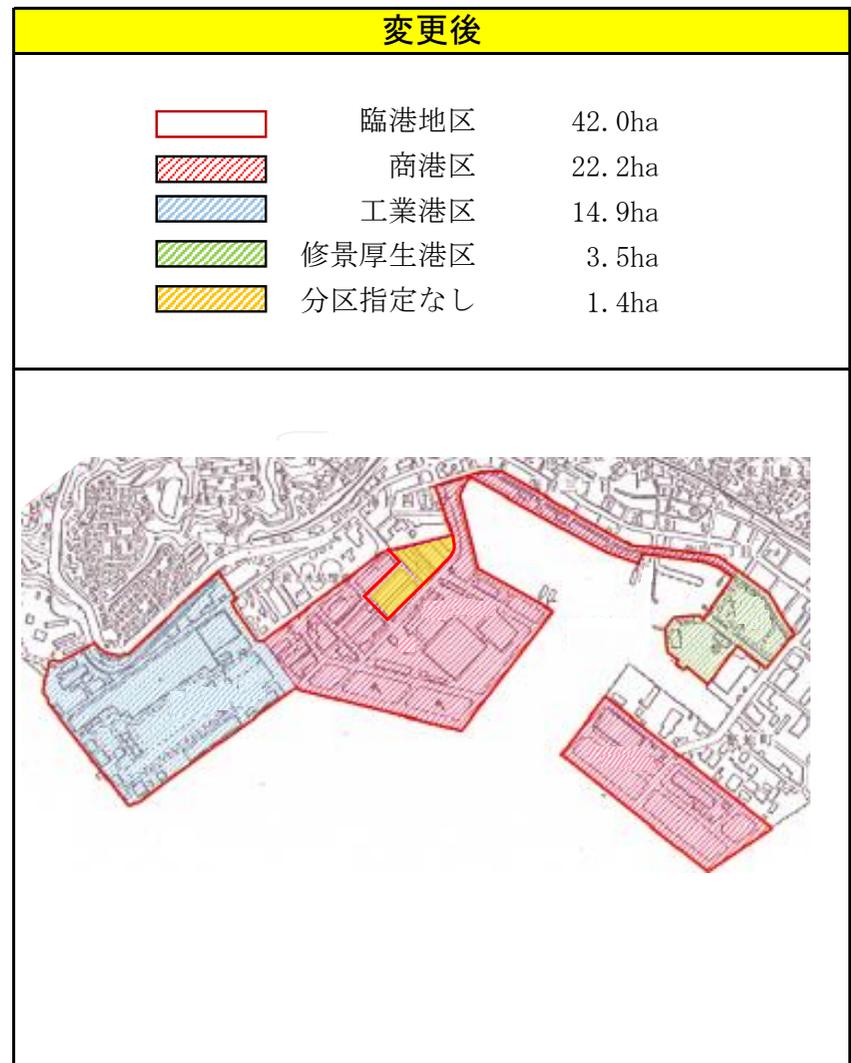
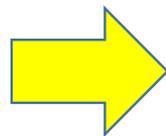
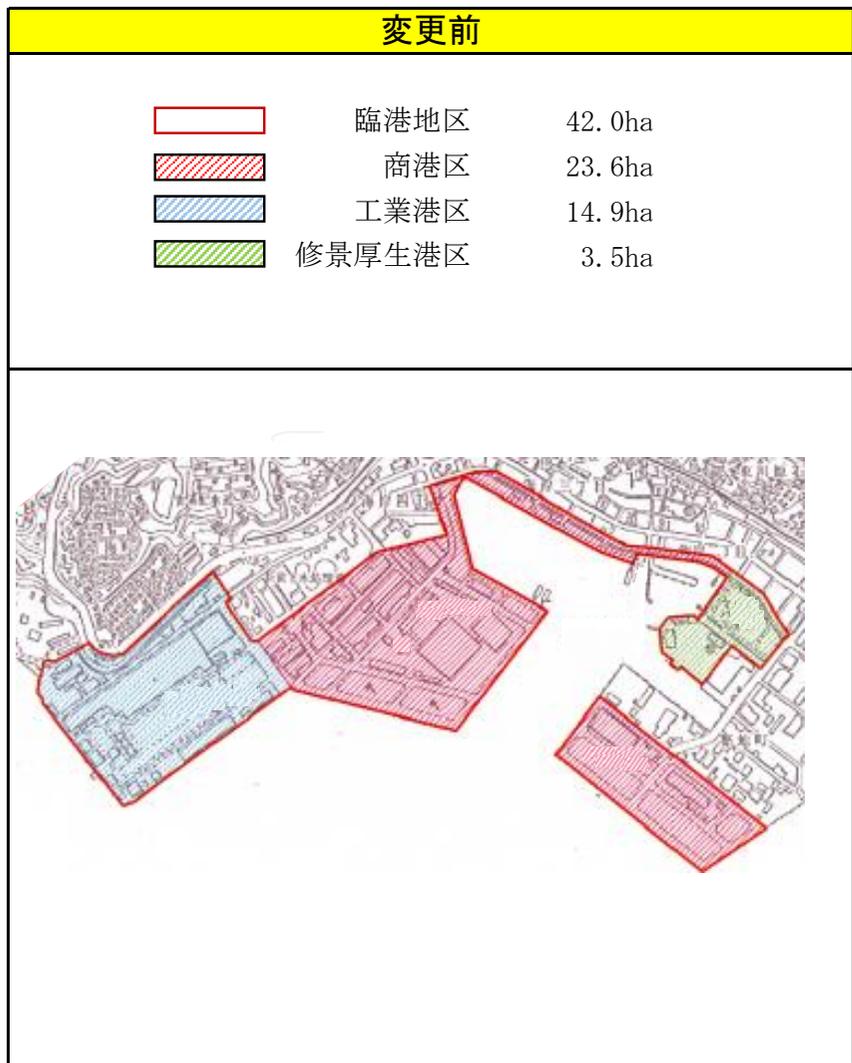
別図 1

呉港臨港地区位置図

S=1:125,000 km
0 5 km



臨港地区分区指定図 (新旧図) 川原石地区



臨港地区分区指定図（新旧図）吉浦地区

